

砂 川 市 規 則 第 2 7 号
令 和 8 年 7 月 8 日

砂川市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

砂川市生活保護法施行細則（平成12年規則第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「施行令」という。」を削る。

第3条第2項各号を次のように改める。

- (1) 相談受付簿（様式第6号）
- (2) ケース番号登載簿（様式第7号）
- (3) 保護申請書受理簿（様式第8号）

第4条第1項中「法第19条第2項」を「福祉事務所長は、法第19条第2項」に改め、同条第2項中「被保護者が、」を「福祉事務所長は、被保護者が」に、「福祉事務所長は速やかに」を「速やかに」に、「様式第12号の書面により新居住地の」を「要保護者の転出について（通知）（様式第9号）により移転先の居住地を所管する」に改め、同条第3項中「保護の決定実施上」を「保護の決定及び実施に」に改める。

第5条及び第6条を次のように改める。

（申請書）

第5条 法第24条第1項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する保護の開始又は変更の申請は、生活保護法による保護申請書（様式第10号）によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第18条第2項に規定する葬祭扶助の申請は、生活保護法による葬祭扶助申請書（様式第11号）によるものとする。

3 第1項に規定する申請書には次に掲げる書類のうち、福祉事務所長が必要と認めるものを添付しなければならない。

- (1) 給与証明書（様式第12号）
- (2) 住宅補修計画書（様式第13号）
- (3) 生業計画書（様式第14号）

（決定通知書等）

第6条 法第24条第3項及び第9項、第25条第2項並びに第26条の決定を行おうとするときは、決定通知書（様式第15号）、保護申請却下通知書（様式第16号）又は保護廃止（停止）決定通知書（様式第17号）により通知するものとする。

第7条中「第28条」を「第28条第1項」に、「に交付する検診命令書は、様式第20号」を「は、検診命令書（様式第18号）」に改める。

第8条中「第29条」を「第29条第1項」に、「の調査依頼票は、様式第21号」を「は、生活保護法第29条の規定に基づく調査について（依頼）（様式第19号）」に改める。

第9条中「の扶養照会書は、様式第22号」を「は、生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務について（照会）（様式第20号）」に改める。

第10条の見出しを「（収容依頼書）」に改め、同条中「に、その施設の長若しくは私人に対して発行する委託依頼書は、様式第23号」を「は、収容依頼書（様式第21号）」に改める。

第13条を第20条とする。

第12条中「基く」を「基づく」に改め、「命令等により」の次に「都道府県知事又は」を加え、「知事」を「都道府県知事」に改め、同条を第19条とする。

第11条中「審査請求書及び再審査請求書の様式は、様式第24号」を「審査請求及び再審査請求は、審査（再審査）請求書（様式第31号）によるもの」に改め、同条を第18条とし、第10条の次に次の7条を加える。

（就労自立給付金申請書）

第11条 施行規則第18条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給の申請書は、就労自立給付金申請書（様式第22号）とする。

（就労自立給付金決定調書）

第12条 法第55条の4第1項の規定により就労自立給付金を支給するときの決定調書は、就労自立給付金決定調書（様式第23号）によるものとする。

（就労自立給付金決定通知書等）

第13条 法第55条の4第1項の規定により就労自立給付金を支給するときは、就労自立給付金決定通知書（様式第24号）により、申請を却下するときは、就労自立給付金申請却下通知書（様式第25号）により通知するものとする。

（進学・就職準備給付金申請書）

第14条 施行規則第18条の9第1項の規定による進学・就職準備給付金の支給の申請書は、進学・就職準備給付金申請書（様式第26号）とする。

（進学・就職準備給付金決定調書）

第15条 法第55条の5第1項の規定により進学・就職準備給付金を支給するときの決定調書は、進学・就職準備給付金決定調書（様式第27号）によるものとする。

(進学・就職準備給付金決定通知書)

第16条 法第55条の5第1項の規定により進学・就職準備給付金の支給の可否を決定したときは、進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書（様式第28号）により通知するものとする。

(徴収金等支払申出書)

第17条 法第78条の2第1項又は第2項の規定により保護費又は就労自立給付金から法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出書は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（生活保護法第77条の2第1項に基づく徴収金の場合）（様式第29号）とする。

2 法第78条の2第1項又は第2項の規定により保護費又は就労自立給付金から法第78条第1項の規定に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出書は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（生活保護法第78条第1項に基づく徴収金の場合）（様式第30号）とする。

様式第1号から様式第24号までを次のように改める。

様式第24号の次に次の7様式を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これに必要な修正を加えて使用することができる。

DV情報等		面 接 記 録 票						起案日 決裁日		
面接年月日		面接員								
受付番号		地区担当員								
要保護者	フリガナ氏名						電話番号			
	住所									
相談者	フリガナ氏名						要保護者との関係			
	住所						電話番号			
世帯構成										
フリガナ氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	国籍	在留資格	他法	収入種別	収入金額	備考
保護歴の有無										
保護歴 1										
保護歴 2										
保護歴 3										
相談経路／内容／理由等										
住居 住居種別／家賃／地代等										
扶養義務者										
氏名（フリガナ）		続柄	住所					電話番号		

資産						
氏名（フリガナ）	不動産	生命保険	自動車	手持ち金	預貯金	その他資産

負債					
氏名（フリガナ）	福祉貸付金	借入金	住宅ローン	車ローン	その他負債

制度の説明					
面接結果					
交付書類	☐ 保護申請書 ☐ 収入申告書 ☐ 資産申告書 ☐ 同意書 ☐ 確認書 ☐ 家賃・間代・地代証明書 ☐ 給与証明書 ☐ 求職活動状況報告書 ☐ 葬祭扶助申請書 ☐ その他				

急迫状態の判断	ライフラインの停止・滞納状況	
	国民健康保険等の滞納状況	

面接員所見			
緊急処理の必要性		申請意思	

備考			
----	--	--	--

保 護 台 帳

出力年月日

保護開始年月日

申請日

世帯情報

地区名		地区担当員名		ケース番号	
訪問格付		世帯類型		労働力類型	
併単区分		支給先		費用区分	
緊急連絡先					
世帯主氏名(カナ)	()		電話番号		
居住地					
前住所					
住民票上の住所					
本籍					

保護歴	開始年月日	廃止年月日	保護実施機関

世帯構成状況

フリガナ 世帯員氏名	マイソバ パート	国籍	続柄	性別	生年月日	年齢	学校情報	職業		心身 の 状況	医療 他法	国民 年金	備考
								特技	現職				

(社会環境)

地区民生委員	

世帯分離の状況

世帯員氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	学校情報	宛名番号	世帯分離日	分離要件	備考

世帯の転入転出者の状況

氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	職業	転入・転出原因	転入・転出年月日	住居	家族との関係

住居の状況

住宅	住宅種別		構造	
居住開始日				
契約期間	～			
広さ	延面積		間取り	
宅地面積				
畳数				
固定資産税の減免				
家賃・地代・管理費・共益費	家賃		管理費・共益費	
	地代 年額		地代 月額	
敷金				
更新料				
家主・地主 氏名				
家主・地主 住所				
住宅設備	水道設備		配電設備	
	便所		風呂	
	エアコン設備			
衛生等の状況				
備考				

資産の状況

土地	所有者	所在地	種別	面積 (㎡)	活用状況	建物価格情報	処分状況	備考
建物	所有者	所在地	種別	面積 (㎡)	活用状況	建物価格情報	処分状況	備考

借地	種別	面積	所 有 者 の 住 所 氏 名				借地料	備考

その他(動産)	所有者	品名	数量	時価(見積額)	保有の可否	処分状況	備考

負債の状況

債權者	金額	借用年月日	使途	償還期限・方法	備考

恩給年金等受給状況

[illegible]

年金加入状況

[illegible]

手当受給状況

[illegible]

社会保険等の加入状況

[illegible]

醫療他法狀況

[illegible]

手帳交付状況

氏名	種類	交付開始日	有効期限	記号番号	等級	障害名	備考

精神・結核状況

氏名	種類	対象医療機関	有効期間	備考

介護保険状況

被保険者名	被保険者区分	被保険者番号	保険者	要介護度	初回認定日	認定有効期間	備考

注 被保険者区分欄は、第1号（普通徴収、特別徴収）又は第2号の別を記載する。

特別基準設定状況

一時扶助				住宅費・その他		
給付年月日	種類	数量	金額	給付年月日	種類	金額

その他

その他

様式第3号 (第3条関係)

[illegible]

ケース記録票

[illegible]

様式第 6 号 (第 3 条関係)

相 談 受 付 簿

[illegible]

ケ一ス番号登載簿

[illegible]

保護申請書受理簿(年度)

担当ケースワーカー名 ①地区:

②地区:

③地区:

[illegible]

第 号
年 月 日

様

砂川市福祉事務所長

要保護者の転出について（通知）

次の者が管内に転出したので通知します。

記

1 転出者の住所、氏名等

氏 名

本 籍 地

現 住 所

転 出 先

2 転出者の世帯の状況

	氏 名	年 齢	職 業	収入の状況（仕送り、資産を含む。）
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				

3 当福祉事務所において受けていた保護の種類、程度、方法

生活扶助	住宅扶助	教育扶助	その他
円	円	円	円

4 転出の理由、保護経過及び参考意見、廃止年月日（ ）

5 添付書類 （1） 保護台帳 （2） 保護決定調書 （3） ケース記録票
（4）

砂川市福祉事務所長

福祉事務所
受付日

月 日

生活保護法による保護申請書

現在住んでいるところ							現在のところに住み始めた時期 年 月 日				※ 福祉事務所受付 年 月 日	
家族の状況	人員	氏 名	個人番号	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態	※ 町 村 役 年 場 月 日 付 年	
	1			世帯主								
	2											
	3											
	4											
	5											
	6											
	7											
	8											
家族のうち別のところに住んでいる者があるときはその名前と住んでいるところ												
資産の状況（別添1）			収入の状況（別添2）			関係先照会への同意（別添3）						
援助者 の状況 をしてくれ	世帯主又は 家族との関係	氏 名	住 所		今まで受けた援助及び将来の見込							
保護を申請する理由（具体的に記入して下さい。）												
上記のとおり相違ないので、生活保護法による保護を申請します。 年 月 日 住所 氏名 保護を受けようとする者との関係 ()												

〔記入上の注意〕

- ※印欄には記入しないで下さい。
- 申請者と保護を受けようとする者が異なる場合には、別添の書類は保護を受けようとする者に記入してもらって下さい。
- 不実の申請をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

〔注〕この申請書は開始、変更いずれの場合にも用いるものとし、変更申請の場合は、変更にかかる事項を記入させ、別添1から3のうち必要なものを添付させること。

福祉事務所 受付日	月 日
--------------	-----

(表面)
資 産 申 告 書

砂川市福祉事務所長

年 月 日

住 所

氏 名

現在の私の世帯の資産の保有状況は、下記のとおり相違ありません。

1 不動産

			延面積	所有者氏名	所在地	抵当権
土地	(1)宅 地	有・無				有・無
	(2)田 畑	有・無				有・無
	(3)山 林 その他	有・無				有・無
建物	(1)	持家・借家・借間 [いずれかを ○で囲んで 下さい。]	延面積	所有者氏名	所在地	抵当権
	居住用				(家賃 円)	有・無
	(2)その他	有・無				有・無

2 現金・預貯金、有価証券等

現金	有・無	円			
預 貯 金	有・無	預 金 先	口 座 番 号	口 座 氏 名	預 貯 金 額
有 価 証 券	有・無	種 類	額	面	評 価 概 算 額

(記入にあたっては裏面の記入上の注意をよくお読み下さい。)

(裏面)

		契 約 先	契 約 金	保 険 料
生 命 保 険	有・無			
その他の保険	有・無			

3 その他の資産

自 動 車 (自動二輪・原動機 付き自転車を含む)	有・無	使用状況 使 用 未 使 用	所 有 者 氏 名	車 種	排 気 量	年 式
貴 金 属	有・無	品 名				
そ の 他 高 価 な も の	有・無					

4 負債（借金）

有 ・ 無	金 額	借 入 先

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、保護を受けようとする者及び現在受けている者が記入して下さい。
- (2) 資産の種類ごとにその有無について○で囲んで下さい。土地については借地等の場合も記入して下さい。
- (3) 有を○で囲んだ資産については、下記に従って記入して下さい。
 - ① 同じ種類の資産を複数所有している場合は、そのすべてを記入して下さい。
 - ② 有価証券は、例えば「株券、国債」等と記入し、その評価概算額は現在売却した場合のおおよその金額を記入して下さい。
 - ③ 貴金属は例えば「ダイヤの指輪」等と記入して下さい。
- (4) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
- (5) 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。
- (6) 資産のうち証明書等の取れるもの（例えば預貯金通帳の写し、保険証書の写し等）は、この申告書に必ず添付して下さい。

(表 面)
収 入 申 告 書

福祉事務所 受付日	月 日
--------------	--------

砂川市福祉事務所長

年 月 日

住所

氏名

私の世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている 者の名 前	仕 事 の 内 容 勤め先(会社名)等	区 分	当月分 (見込額)	前 3 か 月 分		
				() 月分	() 月分	() 月分
		収 入				
		必要経費①				
		就労日数				
		収 入				
		必要経費②				
		就労日数				
		収 入				
		必要経費③				
		就労日数				
必要経費 (前月分) の主な内容	①					
	②					
	③					

2 恩給・年金等による収入 (受けているものを○で囲んで下さい。)

	種 別	収 入 額	
有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金 年金生活者支援給付金、 その他 ()	月額	円
		年額	円
有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金 年金生活者支援給付金、 その他 ()	月額	円
		年額	円
有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金 年金生活者支援給付金、 その他 ()	月額	円
		年額	円

3 仕送りによる収入(前3か月間の合計を記入して下さい。)

	内 容	仕送りした者の氏名
有・無	仕送りによる収入 円	
	米、野菜、魚介、肉、その他 (もらったものを○で囲んで下さい。) Kg	

(記入にあたっては裏面の記入上の注意をよくお読み下さい。)

(裏 面)

4 その他の収入(前3か月間の合計を記入して下さい。)

有・無	内 容		収 入
	生命保険等の給付金		円
	財 産 収 入 (土地、家屋の賃貸料等)		円
	そ の 他		円

5 その他将来において見込みのある収入(上記1～4に記入したものを除く。)

有・無	内 容	収入見込額
		円

6 働いて得た収入がない者(義務教育終了前の者は記入する必要はありません。)

氏 名	働いて得た収入のない理由

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、保護を受けようとする者が記入して下さい。
- (2) 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入して下さい。
- (3) 農業収入については、前1年間の総収入のみを当月分の欄に記入して下さい。
- (4) 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入して下さい。
- (5) 2～5の収入は、その有無について○で囲んで下さい。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入して下さい。
- (6) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
- (7) 収入のうち証明書等の取れるもの(例えば勤務先の給与証明書等、各種保険支払通知書等)は、この申告書に必ず添付して下さい。
- (8) 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

福祉事務所 受付日	月 日
--------------	-----

生活保護法による葬祭扶助申請書

下記のとおりであるから生活保護法による葬祭扶助を受けたいので証ひよう書類を添えて申請します。

砂川市福祉事務所長

年 月 日

住所

氏名

死亡者との関係

記

死者	氏 名	年 月 日生		葬祭を行う 者との関係	
	死 亡 年 月 日	年 月 日	死 亡 時 の 住所又は居所		
葬 祭 予 定 日			年 月 日		
葬 祭 費		遺 留 金 額	差 引 不 足 額	備 考	

福祉事務所 受付日	月 日
--------------	-----

給 与 証 明 書

砂川市福祉事務所長

年 月 日

住 所
事業所（雇主）
電話番号

次のとおり証明します。

氏 名	(歳)		職 務 内 容 職 名 及 び		
居住地					
給 与 額	基 本 給	円	控 除 額	所 得 税	円
	日 給（日分）			健 康 保 険 料	
	家 族 手 当			厚生年金保険料	
	地 域 手 当			雇 用 保 険 料	
	手 当				
	交 通 費				
	小 計（イ）				小 計（ロ）
差 引 支 給 額（イ）－（ロ）			摘 要		
前2月の 手取額	月分				
	月分				
(備考) 事実と違ったことを証明した場合には、生活保護法第85条の規定によって処罰されることがありますから御注意下さい。					

年 月 日

福祉事務所 受付日	月 日
--------------	-----

砂川市福祉事務所長

年 月 日

住所

氏名

住宅補修計画書

建物の 規模構造						
補修を必要とする状況	1 破損の状況					
	2 修理の規模					
補修のために必要とする費用の内訳	品 名	規 模	単価×数量＝金額			備 考
			単 価	数 量	金 額	
見積 者	見積年 月 日	年 月 日				
	住 所					
	氏 名					

福祉事務所 受付日	月 日
--------------	-----

砂川市福祉事務所長

年 月 日

住所

氏名

生 業 計 画 書

1 生業計画の内容（誰が、いつ、どこで、どんな仕事をするか）

2 生業に必要なものと金額

3 生業の見通し

(1) 収入をあげ得る時期

(2) 収入見込額

(3) 収入を上げるために必要な材料代その他の費用

(4) 利益 (2)から(3)を引いた額

年 月 日

砂川市福祉事務所長

決定通知書

記

1. 保護の決定内容・認定年月日・決定した理由

決定内容	認定年月日	決定した理由

2. あなたの最低生活費及び保護の程度（今回決定した額）

種類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	扶助	扶助	合計（a）
最低生活費	円	円	円	円	円	円
収入充当額	円	円	円	円	円	円
決定した額	円	円	円	円	円	円
一時扶助（b）						合計（c=a+b）
種類						
金額	円	円	円	円	円	
支給区分						円
cの金額のうち別途送金額 （福祉事務所から関係機関へ代理納付した金額、または、法第78条の2に基づく費用徴収額）						費用徴収額
	円	円	円	円	円	円
あなたが支払う金額 ※医療機関へ支払う場合は、10円未満切り捨てとなります						
本人支払額						円

3. 支給日、支給方法、実際に支払われる金額及び返還額

支給日	支給方法	実際に支払われる金額	返還額
		円	円

4. 備考

備考

（備考）
（1）この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、他事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を超えると審査請求をすることができなくなります。）
（2）上記（1）の審査請求を提起した場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として「訴訟」において市を相手とする者は可能となります。（この決定の取消しの訴えを提起することができず（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を超えると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）
ただし、次の（3）から（5）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を提起し、この決定の取消しの訴えを提起することができます。
①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第88号）第29条の規定により不裁決となるべきことを命じられた場合）にあっては、当該不裁決を補正した日の翌日から起算して60日（60日以内に行政不服審査法第36条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
②決定、裁決又は不裁決の日により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
③国の賠償請求権に基づき損害賠償を受けることとなるべき事由があるとき。
（3）訴訟を提起する際にはこの通知書の写を添付しなければならないように請求して下さい。

問い合わせ先

年 月 日

砂川市福祉事務所長

保護申請却下通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による保護については、下記の理由で保護できないため却下します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)(この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。
- ②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

1 却下の理由

2 この通知が申請書受理後14日を経過した事由

問い合わせ先

年 月 日

砂川市福祉事務所長

保護廃止（停止）決定通知書

生活保護法による生活保護の廃止（停止）について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

- | | | | |
|---|--------|-------|-------|
| 1 | 停止する期間 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 2 | 廃止する時期 | 年 月 日 | |
| 3 | 理 由 | | |

（備考）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取り消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取り消しの訴えを提起することができます。

①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。

②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先

年 月 日 交付

検 診 命 令 書

砂川市福祉事務所長

下記により検査を受けて下さい。

- 1 検診を受ける日時 年 月 日 時 分
- 2 検診を受ける場所
- 3 検診を行う医療機関の名称
住所
- 担当医師等氏名
- 4 検診理由
- 5 備 考

（注意）

- 1 検診を受けるときは、この書類を持参して下さい。
- 2 この検診命令は、生活保護法第28条第1項の規定にもとづくものです。
- 3 この検診命令を受けないと、同条第5項の規定により、あなたの保護申請が却下され、またはあなたに対する保護が変更、停止若しくは廃止される場合があります。
- 4 この検診命令について疑問がある場合には、福祉事務所に相談して下さい。

問い合わせ先

砂川市福祉事務所長

生活保護法第29条の規定に基づく調査について（依頼）

保護の決定若しくは実施又は生活保護法（以下「法」という。）第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので、法第29条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、当事務所において、入手した資料については、情報の秘密の保護に万全を期していますので念のため申し添えます。

記

回答期限年月日

調査対象者

住 所

旧住所 1

旧住所 2

旧住所 3

旧住所 4

旧住所 5

氏 名
カ ナ

旧 姓 旧 姓 カ ナ 性別 生年月日

調査事項

（参考）生活保護法

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の属主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 被保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他法令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他法令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

三 別表第1の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同条の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記載した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一～三 （略）

四 被保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法令に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

五 （略）

（参考2）生活保護法施行令

第2条の2 法第29条第1項第1号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

問い合わせ先

年 月 日

砂川市福祉事務所長

生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務について（照会）

あなたの にあたる さんは生活保護法による保護を申請して（受けて）
いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われる
ものとされております。

あなたは、民法に定められた扶養義務者か、そうなる可能性が高い方にあたることから、保護の
決定実施上必要がありますので、あなたからどの程度扶養できるかについて、別紙扶養届出書により

年 月 日 までにご回答下さい。

要（被）保護者

（特記事項）

（参考）

生活保護法第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

民法第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

問い合わせ先

収 容 依 頼 書

年 月 日

砂川市福祉事務所長

様

次の者を生活保護法により貴所（院）に収容を依頼しますからよろしくお願いします。

氏 名	歳 男 女 （ 年 月 日生）		
世 帯 主 氏 名	男 女	本人との続柄	
居 住 地			
本 籍			
職 業		教 育	
特 殊 技 能		労 務 程 度	
保 護 の 種 類		保護開始年月日	年 月 日
保護費負担区分	法第73条第 1 号又は第 2 号 該当 非該当		
摘 要			

砂川市福祉事務所長

氏名

個人番号

記

- ## 2. 添付書類

[illegible]

4. 公金受取口座の利用について（どちらか1つを選択してください）

☐ 利用する ☐ 利用しない

※上記で「利用しない」を選択した場合は、原則、保護費の振込先口座へ給付金が振り込まれます。

なお、上記で「利用しない」を選択した場合で、かつ、保護費の振込先口座以外の口座への振込みを希望する場合は、別途お申し出下さい。

様式第23号（第12条関係）

就 労 自 立 給 付 金 決 定 調 書													
地 区 名	就労自立番号	ケース番号	受 給 主 名		支給方法	決定内容		決定年月日					
								年 月 日					
起 業 年 月 日	年 月 日		就 業 年 月 日	年 月 日		発 達 年 月 日							
決 定 後													
就 労 自 立 給 付 金 決 定 伺													
調書のとおり決定し函文により通知してよいでしょうか。													
決 定 理 由													
就 労 自 立 給 付 金 決 定 欄													
NO	名 前	収入認定開始月	算定対象月 収入充当額 積立額	率	算定対象月 収入充当額 積立額	率	算定対象月 収入充当額 積立額	率	算定対象月 収入充当額 積立額	率	算定対象月 収入充当額 積立額	率	積立合計額
		年 月											0
		年 月											0
		年 月											0
		年 月											0
		年 月											0
※ 積立合計額は各算定対象月の積立額を合算し、1円未満の端数を切り捨てた金額となります。													
積 立 総 額		0											
世 帯 構 成													
上 限 額													
支 給 額													

年 月 日

砂川市福祉事務所長

就労自立給付金決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による就労自立給付金を、次のとおり決定したので通知します。

記

- | | | | | |
|---------------------------|---|-----------|-------|---|
| — | 1 | 支給額 | 円 | — |
| — | 2 | 保護の廃止時期 | 年 月 日 | — |
| — | 3 | 支給を決定した理由 | | — |
| | | | | |
| 4 就労自立給付金の支給日及び支給方法 | | | | |
| | | 支給年月日 | 支給方法 | |
| | | 年 月 日 | | |
| 5 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由 | | | | |

（備考）

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
- ① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
- ② 決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることになります。

問い合わせ先

年 月 日

砂川市福祉事務所長

就労自立給付金申請却下通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による就労自立給付金申請は、
次の理由で却下します。

記

1 却下の理由

2 この通知が申請後14日を経過した理由

（備考）

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
 - ② 決定、決定の執行又は手続きの執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることになります。

問い合わせ先

福祉事務所
受付日

月 日

進学・就職準備給付金申請書

砂川市福祉事務局長

年 月 日

申請者 住所又は居所
(進学する者又は就職する者)

氏名

個人番号

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 申請者の生年月日 _____
- 3 進学・就職する先（大学等名、会社名等）
名 称 _____
- 4 進学・就職後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）
☐ 進学・就職前の住宅と同じ
☐ 転居により進学・就職前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）
居住（予定）地 _____
- 5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

6 関係書類

(1) 進学の場合

- ① 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し
・ 入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し
・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
- ② 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し等
- ③ その他支給決定にあたり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

(2) 就職の場合

- ① 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか
・ 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
・ 個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
・ その他確実に就職先に就職することを証する書類
- ② 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し等
- ③ その他支給決定にあたり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、就職先の内定通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

7 進学・就職準備給付金振込先（申請者名義の口座に限ります。）

公金受取口座 ☐ 利用する ☐ 利用しない

※ この給付金においては公金受取口座登録制度が適用されますので、上記で「利用する」を選択した場合は、本給付金振込先の記載及び通帳の写しなどの書類の添付は不要です。

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合

（該当する金融機関の種類に○をしてください。）

支店名 _____ 支店（ゆうちょ銀行除く）

記号

--	--	--	--	--

 支店（ゆうちょ銀行のみ記載）

預金種類 ☐ 普通預金 ☐ 当座預金
（該当する□にチェックを入れてください。）

口座番号

--	--	--	--	--	--	--

 （右につめてご記載ください。）

（カナ）
口座名義人 _____

※上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

進 学 ・ 就 職 準 備 給 付 金 決 定 調 書										
地 区 名	進学就職番号	受給員番号	世帯主氏名	対象者氏名	決定内容	決定年月日				
起 案 年 月 日				決 裁 年 月 日				発 送 年 月 日		
決 裁										
進 学 ・ 就 職 準 備 給 付 金 決 定 伺 調書のとおりに決定してよろしいか。なお御決裁の上は例文により通知してよろしいか。										
進 学 ・ 就 職 準 備 給 付 金 決 定 欄										
支給額 円 (進学先または就職先) (進学後または就職後の居住先)										
不 支 給 の 理 由										
進 学 ・ 就 職 準 備 給 付 金 を 支 給 す る 場 合 、 支 給 日										

進学・就職準備給付金

決定通知書

生活保護法による進学・就職準備給付金について、次のとおり
決定しましたので通知します。

記

1 支給の可否

2 進学・就職準備給付金を支給する場合、支給額、支給日、支給方法、通学・通勤区分

支給額

支給日

支給方法

通学・通勤区分

3 不支給の場合、その理由

4 この通知が申請書受理後14日を経過した事由

(備考)

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。
 - ② 決定、決定の執行又は手続きの統行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 進学・就職準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

問い合わせ先

福祉事務所 受付日	月 日
--------------	----------

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書
（生活保護法第77条の2第1項に基づく徴収金の場合）

砂川市福祉事務所長

私は、 分からの保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立
給付金をいう。以下同じ。）より、毎月 円を 付費用
徴収決定通知による法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の支払いに充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回または申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納
付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

年 月 日

住所

氏名

福祉事務所 受付日	月	日
--------------	---	---

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書
(生活保護法第78条第1項に基づく徴収金の場合)

砂川市福祉事務所長

私は、不実の申告など不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法第78条の2に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、生活保護法第78条第1項に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払いに充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

記

- 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第78条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること
- 徴収金の支払いに際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払いに充てること

年 月 日

住所

氏名

年 月 日

私は、本申出に基づき 分からの保護金品等より、毎月 円を
付費用徴収決定通知による法第78条第1項の規定に基づく徴収金の支払いに充てる
ものとします。

審 査
請 求 書(正・副)
再 審 査

年 月 日

北海道知事
様
厚生労働大臣

請 求 人 住 所
氏 名 又 は 名 称
受 益 者 と の 関 係

生活保護法に基づく 年 月 日第 号の 市 長 の
福祉事務所長

処分 審 査
について不服ですから を請求します。
採決 再審査

- 1 不服の趣旨及び理由

2 処分(採択)を知った日

3 不服申立ての教示の有無及びその内容

市 福祉事務所 受 付	年 月 日	北 海 道 受 付	年 月 日
-------------------	-------	--------------	-------